諮問庁:国立大学法人新潟大学

諮問日:平成30年5月2日(平成30年(独情)諮問第25号)

答申日:平成30年9月26日(平成30年度(独情)答申第30号)

事件名:平成29年度入学試験の合格者最低点が分かる文書の一部開示決定に

関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年度入学試験(学部(前期・後期・推薦))の合格者最低点がわかる資料」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙1に掲げる文書1及び文書2(以下、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定については、別表に掲げる部分を開示すべきであり、別紙2に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月9日付け新大総第51号により、国立大学法人新潟大学(以下「新潟大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、非開示部分を取り消し、文書の特定をやり直した上で、非開示部分及び新たに特定された文書の全部を公開決定することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

(1) 文書の特定の誤りについて

審査請求人は、「平成29年度入学試験(学部(前期・後期・推薦))の合格者最低点がわかる資料」の開示を請求している。これに対して、処分庁は、前期、後期及びセンター試験を課さない(原文ママ、「課す」の誤りと思われる。)推薦入試(以下、第2において、併せて「センター試験利用入試」という。)については、「入試システムデータ(平成29年度入試)」(文書1)を、それ以外の入試については、「各学部推薦入試合否判定資料」(文書2)を対象文書と特定した。

新潟大学のセンター試験利用入試においては、センター試験及び個別 学力検査等の得点を合計した総合点により、合否を判定しているところ、 「入試システムデータ(平成29年度入試)」においては、センター試 験及び個別学力検査等のそれぞれの最高点、平均点、最低点は記載欄があるものの、その合計した総合点に関する最高点、平均点、最低点については記載欄が存在しない。

審査請求人は、合格者の最低点が分かる資料の開示を求めたのであり、 この最低点とは、合否判定における最低点であり、すなわち、総合点の 最低点を意味することは明らかである。

したがって、「入試システムデータ(平成29年度入試)」が仮に全部開示になったとしても、これは、審査請求人の開示請求内容を含んでおらず、文書の特定を誤っている。

したがって、文書の特定をやり直した上で、当該文書の全部開示を求める。

(2) 合格者10人以下の区分について不開示とすることについて

上記(1)において、指摘したとおり、「入試システムデータ(平成29年度入試)」は、文書の特定として不適当であるが、それを一旦おくとして、合格者が10名以下の区分について、不開示とされている。

しかしながら、処分庁においては、それら区分についても、合格者最高点、合格者平均点、受験者の得点度数分布については、情報開示しており、そうであるにも関わらず、合格者最低点のみ非開示とするのは、一貫性を欠く。そもそも、受験番号、氏名を開示しなければ、最低点を公開対象としたからと言って、特定の個人を特定すること自体が不可能であり、特定個人が識別されるおそれは存在しない。

そして,これらを公開しても,処分庁の事業に支障を及ぼすものでは ない。

合格者が10名という線で、非公開とするという基準も、合理性を欠く。

また、受験生にとって、合格者数が10名以下であるか否かに関わらず、合格者最低点こそが、受験を行うに当たり、最大の関心事の一つであり、これを公開することは、極めて公益に資する結果となるのであるから、仮に、法5条所定の非公開理由に該当する場合であっても、同法7条に基づき、開示すべき情報である。

以上のとおりであるから、結局、対象文書の全てを公開すべきであり、 そうであるにも関わらず、一部について非公開とした、処分庁の決定は 違法である。

(3) センター試験利用入試以外の入試に関する非公開理由について センター試験利用入試以外の入試に関する合格者最低点については、 事実上その全部が非公開となっている。しかしながら、処分庁は、この うち、合格者10名を超える区分については、情報提供を行っているの であるから、もはやこれら情報を非公開にする理由は存在せず、また、 合格者10名以下について、それを非公開とする理由がないことも前述のとおりである。

したがって、その全部を開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

本件に係る開示請求内容は、平成29年度新潟大学入学試験(学部(前期、後期、推薦))の合格者最低点が分かる文書である。

これに対し、以下のとおり対象文書を特定し、部分開示した。

- 1 審査請求に係る開示決定等
- (1)大学入試センター試験を課す入学者選抜区分について

大学入試センター試験を課す入学者選抜区分については、大学入試センター試験と個別学力検査等のそれぞれの合格者最高点、合格者平均点及び合格者最低点が記載されている入試システムデータを対象文書として特定したが、合格者が10人以下である入学者選抜区分の合格者最高点、合格者平均点及び合格者最低点については、特定個人が識別されるおそれがあること及び開示することにより入学試験実施業務に著しい支障を来すため、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないこと及び同条4号のその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした上で、部分開示した。

(2) 大学入試センター試験を課さない各学部推薦入試について

大学入試センター試験を課さない各学部推薦入試については、合否判定資料を対象文書として特定したが、同文書は個人情報が含まれているだけでなく、開示することにより入学試験実施業務に著しい支障を来すため、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないこと及び同条4号のその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、タイトル部分を除きすべて不開示とした上で、部分開示した。なお、タイトル部分を除きすべて不開示としたことから、合格者が11人以上である入学者選抜区分については、新たな資料「平成29年度新潟大学入学試験 センター試験を課さない推薦入試にかかる合格者最低点」を作成し、開示請求者に対し、情報提供を行った。

- 2 審査請求の趣旨及び理由
 - (上記第2と同様の内容であるので記載省略)
- 3 審査請求の理由に対する本学の意見
- (1) 文書の特定の誤りについて

大学入試センター試験を課す入学者選抜区分に係る、合格者最低点が

分かる資料を特定するにあたり、当初、開示請求者に本学情報公開事務 担当者が確認した際に、「新潟大学データブック2018」の3頁ない し6頁の「平成29年度入学試験合格者最高点・平均点」を提示し、そ の際、当該ページに記載されていない合格者最低点に係る文書を請求す ることを両者で確認した。

当該ページに記載されていない合格者最低点に係る文書は入試システムデータであるため、本学が当該データを対象文書として特定したことは、文書の特定の誤りではない。

(2) 合格者10人以下の区分について不開示とすることについて

本学では、入学試験情報の開示にあたり、国立大学協会が公表している「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」に基づき、開示・不開示の判断をしている。同考え方には、「合格者が少数の場合は、合格者成績情報の開示が個人情報の開示になるおそれがあるため、10人程度の場合は、開示を控えるべき」とあり、本学では、「10人程度」を「10人以下」と解釈し、合格者が10人以下である入学者選抜区分の合格者成績情報については、不開示としている。

以上により、合格者10人以下の区分について開示することは、法5 条1号の特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別 することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害 するおそれがあるものに該当すると判断している。

なお、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、審査請求者が求める、法7条の公益上の理由による裁量的開示も行わない。

(3) センター試験利用入試以外の入試に関する非公開理由について 大学入試センター試験を課さない各学部推薦入試については、合否判 定資料を対象文書として特定した。

「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」には、法に基づく請求があっても開示しない情報として、「入学志願票・志望理由書・推薦書・調査書・健康診断書・身体に障害を有する志願者の相談申請書・答案・得点表・その他の合否判定資料」を挙げている。この基準により、合否判定資料は、個人情報が含まれているだけでなく、開示することにより入学試験実施業務に著しい支障を来すため、法 5 条 1 号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしいに掲げる情報に該当しないこと及び同条 4 号のその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、タイトル部分を除きすべて不開示とした。

以上のことから、原処分は、全て維持すべきであると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年5月2日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月28日 審議

④ 同年7月30日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年9月10日 審議

⑥ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙1に掲げる文書1及び文書2(本件対象文書)を特定し、その一部を法5条1号及び4号に該当するとして、不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対して、審査請求人は、文書1につき、開示を求めた内容が含まれていないとして文書の再特定を求めるとともに、本件対象文書の不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書1の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 文書1の特定の妥当性について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書1の特定の経緯等に ついて改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明 する。

本件は、審査請求人が新潟大学の学部の入学試験(前期・後期・推薦)の情報を開示請求するため、同大学の情報公開窓口に直接訪問した際、情報公開事務担当者から審査請求人に対して、公表情報である「新潟大学データブック2018」中の平成29年度入学試験合格者の大学入試センター試験及び個別学力検査等ごとの最高点・平均点の記載部分を提示したところ、審査請求人から、当該部分に記載されていない合格者最低点が分かる文書を請求したいとの発言があり、審査請求人は、その場で、開示請求書に必要事項を記入して、開示請求を行ったものである。

審査請求人は、合否判定における最低点である大学入試センター試験 及び個別学力検査等の総合点の合格者最低点が分かる資料を請求してい る旨主張するが、上記のとおり、審査請求人は開示請求の際に、「新潟 大学データブック2018」中の平成29年度入学試験合格者の大学入 試センター試験及び個別学力検査等ごとの最高点・平均点の記載部分に 合格者最低点を加えたものを請求したいと主張していた経緯から、文書 の特定に誤りはないものと考える。

なお、入試システムデータ(平成29年度入試)(文書1)は、大学 入試センター試験を課す入学者選抜試験の合否判定等を効率的に行うた めのデータベース(入試システム)に入力された受験者ごとの受験者情 報、大学入試センター試験成績及び個別学力検査成績等のデータであり、 各学部推薦入試合否判定資料(大学入試センター試験を課さないもの) (文書2)は、上記入試システムから抽出することのできない各学部の 大学入試センター試験を課さない推薦入試に係るものである。

- (2)以下,上記諮問庁の説明も踏まえ,検討する。
 - ア 文書 1 は、新潟大学の学部・学科(課程等)・試験区分(前期日程・後期日程・推薦入試)ごとの得点情報であり、それぞれの合格者数並びにセンター試験及び個別学力検査等ごとの合格者の最高点、平均点及び最低点等が記載されていることが認められる。
 - イ 本件開示請求は、開示請求書によると「平成29年度入学試験(学部(前期・後期・推薦))の合格者最低点がわかる資料」(本件請求文書)の開示を求めるものであり、審査請求人は、審査請求書(上記第2)において、合否判定における最低点である大学入試センター試験及び個別学力検査等の総合点の合格者最低点が分かる資料を請求している旨主張しているところ、諮問庁は、審査請求人の開示請求の際に、新潟大学データブック2018中の大学入試センター試験及び個別学力検査等ごとの最高点・平均点が記載されている部分に、合格者最低点を加えたものを請求したいとの発言があった旨説明する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、合否判定に係る最低点の考え方について確認させたところ、合否判定は、大学入試センター試験と個別学力検査等の点数を合計した総合点を踏まえて実施するとのことであり、また、上記の審査請求人とのやり取りについては、それを証する文書等はないとのことである。

そうすると、本件請求文書の内容と上記諮問庁の説明を併せ考えると、審査請求人が求める法人文書は、大学入試センター試験と個別学力検査等の総合点の合格者最低点が記載された文書を含むものと解するのが相当であるが、文書1には、大学入試センター試験及び個別学力検査等ごとの合格者最低点の記載はあるものの、審査請求人が主張するような総合点の記載は認められない。

ウ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、大学入試センター試験と個別学力検査等の総合点の合格者最低点が記載された文書の保有の有無について確認させたところ、大学入試センター試験を課す入学者選抜試験の合否判定資料に受験者の大学入試センター試験と

個別学力検査等の総合点が記載されており、それによって当該総合点の合格者最低点が分かるとのことであるので、諮問庁から当該資料の提示を受けて、当審査会において確認したところ、大学入試センター 試験と個別学力検査等の総合点の合格者最低点が分かることが認められる。

- エ したがって、新潟大学において、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書として、大学入試センター試験を課す入学者選抜試験の合否判定資料(別紙2に掲げる文書)を保有していると認められるので、当該文書を本件開示請求の対象として特定し、改めて開示決定等をすべきである。
- 3 不開示情報該当性について
- (1) 文書1について
 - ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、 改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。
 - (ア)文書1は、入試システムデータ(平成29年度入試)であり、合格者が10名以下である募集区分及び教育学部学校教員養成課程の推薦入試の合格者の点数・得点率を不開示とした。

なお、文書1は、大学入試センター試験を課す入学者選抜試験の 合否判定等を効率的に行うためのデータベース(入試システム)に 入力された受験者情報であるので、大学入試センター試験を課さな い入試区分の受験者情報はないものの、システムの便宜上、大学入 試センター試験を課さない募集区分の名称等は記載されている。

- (イ) 合格者が10名以下である募集区分は、受験生の友人や知人といった一定範囲の者には、個人の特定につながる可能性があり、その結果当該個人の試験の点数が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当する。
- (ウ)教育学部学校教員養成課程の推薦入試部分は、同課程全体で募集 は行っているものの、14のコースごとの募集人員の目安は10名 以下であることから、上記(イ)と同様の理由により、法5条1号 に該当する。
- (エ) また、文書1は、公にすることにより、高等学校関係者や受験生等が、その数値のみをもって募集区分ごとの難易度と判断される可能性があることから、入試業務や就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きにも該当する。
- イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。
- (ア)文書1は、平成29年度入学試験の募集区分ごとの合格者の情報であり、大学入試センター試験を課す募集区分に係る大学入試センター試験及び個別学力検査等ごとの合格者の最高点・平均点・最低

点等並びに大学入試センター試験を課さない募集区分に係る個別学 力検査等の合格者の最高点・平均点・最低点等が記載されている。

また、不開示部分のうち別表の番号2に掲げる部分を除く部分は、 合格者が10名以下の点数等であることが認められる。

(イ) 不開示部分のうち別表に掲げる部分を除く部分は、個人の氏名等といった直接個人を識別することを可能とする情報ではないが、不開示部分に係るいずれの区分においても合格者数は少人数であることが認められるので、受験生の友人や知人といった一定範囲の者には、個人の特定につながる可能性があり、その結果当該個人の試験の点数が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難いことから、当該部分は、法5条1号本文後段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条4号柱書き について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ)大学入試センター試験及び個別学力検査等ごとの合格者の平均点部分(別表の番号1に掲げる部分)は、試験の結果である学生の得点情報ではないことから、これを公にしても、個人が特定され、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、合格者の平均点部分にすぎないので、これを 公にしても、入試業務や就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び4号柱書きのいずれに も該当せず、開示すべきである。

(エ)教育学部学校教員養成課程の推薦入試に係る大学入試センター試験及び個別学力検査等ごとの合格者の最高点・平均点・最低点部分(別表の番号2に掲げる部分)は、上記ア(ウ)の諮問庁の説明によると、14のコースごとの募集人員の目安が10名以下であることから不開示にしたとのことであるが、当該部分には、14のコースごとの情報は記載されておらず、同課程全体としての合格者の点数等が記載されているにすぎず、また、同課程全体の合格者数は、10名を超えている情報であることが認められる。

そうすると、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、また、入試業務や就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び4号柱書きのいずれに

も該当せず、開示すべきである。

(オ)大学入試センター試験を課さない募集区分に係る個別学力検査等の合格者の最高点・平均点・最低点部分(別表の番号3に掲げる部分)は、具体的な記載は認められず、また、合格者が10名を超えている大学入試センター試験を課さない募集区分に係る個別学力検査等の合格者の最高点・平均点・最低点部分は既に開示されていることから、これらから推認できる情報であることが認められる。

そうすると、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、また、入試業務や就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び4号柱書きのいずれに も該当せず、開示すべきである。

(2) 文書 2 について

- ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、 改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。
- (ア)文書2は,各学部推薦入試合否判定資料(センター試験を課さないもの)であり,標題等を除いた部分を不開示とした。
- (イ) 当該不開示部分は、募集区分ごとの受験生の入学試験の結果に関わる詳細かつ機微な情報であり、これらが公になった場合、受験生の得点等のデータを蓄積して分析することにより、公になっていない配点内訳や合否判定基準が推測され、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行い、今後の受験生の回答方法に影響を及ぼすこととなるので、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。
- イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。
- (ア)文書2は、平成29年度の学部入試における合格者を判定するための資料であり、各受験者の①受験番号、②書類審査の得点、③面接の得点、④小論文の得点及び⑤合計点等が不開示になっていることが認められる。
- (イ) これらの情報は、学部入試における合格者を判定するための詳細な情報であるので、これらを公にした場合、公になっていない配点内訳や合否判定基準が推測され、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行い、今後の受験生の回答方法に影響を及ぼすこととなるので、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。
- (ウ) したがって、当該不開示部分は法5条4号ハに該当し、同条1号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、 上記3において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、 公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁 量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは 認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記 判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、別表に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び4号ハに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同条1号及び4号柱書きに該当せず、開示すべきであり、新潟大学において、文書1の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司

別紙1(本件対象文書)

文書1 入試システムデータ (平成29年度入試)

文書 2 各学部推薦入試合否判定資料(センター試験を課さないもの)

別紙2 (特定すべき文書)

大学入試センター試験を課す入学者選抜試験の合否判定資料

別表 (開示すべき部分)

1	2	3	4
番号	文書番号	該当頁	開示すべき部分
番号 1	文書 1	1枚目,2枚目,	開示すべき部分 1 枚目の上から28行目、31行目、40行目、43行目、52行目、55行目、64行目、67行目、85行目、76行目、79行目、82行目、85行目、79行目の不開示部分2枚目の上から10行目、13行目、47行目、47行目、47行目、47行目、47行目、47行目、47行目、47
			6 枚目の上から7行目、10行目、19行目、22行目、70行目及び73 行目の不開示部分
2	同上	2 枚目	2枚目の下から6行目ないし1行目の 不開示部分
3	同上	3枚目、4枚目, 5枚目及び6枚目	3枚目の上から45行目ないし50行 目及び78行目ないし92行目の不開 示部分
			4 枚目の上から42行目ないし44行目の不開示部分 5 枚目の上から15行目ないし17行目,24行目ないし29行目,36行

目ないし38行目,45行目ないし4
7行目,54行目ないし56行目,6
9行目ないし74行目及び81行目な
いし83行目の不開示部分
6枚目の上から3行目ないし5行目、
12行目ないし17行目及び36行目
ないし56行目の不開示部分